

議案第26号

米原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額を引き上げるため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険条例（平成17年米原市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る米原市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

米原市国民健康保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金の額の引上げに伴う改正